

平成 27 年 6 月 19 日

環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書の手続について

1 概要

「計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）」は、平成 23 年の環境影響評価法改正により新たに創設された手続である。（施行日：平成 25 年 4 月 1 日）

配慮書は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るため、事業を実施しようとする者が、事業計画の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書となっている。

また、事業者は、配慮書を作成した際には、主務大臣への送付や配慮書の公告、縦覧を行うとともに、関係地方公共団体や住民の意見聴取に努めることとされている。

この度、事業者から県に対し、発電所の新設に係る配慮書の送付があったことから、千葉県環境影響評価条例第 45 条の 2 の規定により、千葉県環境影響評価委員会に諮問するものである。

2 配慮書の内容

配慮書には、以下の項目を記載する。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人の場合：名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の目的及び内容
- (3) 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (4) 当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下、「計画段階配慮事項」という。）ごとに調査（文献調査）、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

3 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項の選定に当たっては、以下の項目を整理した上で、検討を行う。

- (1) 事業特性、地域特性の把握
- (2) 事業の「位置、規模」又は施設の「構造、配置」に関する複数案を設定
- (3) 事業に伴う環境影響により、重大な影響を受けるおそれがある環境要素の把握

4 複数案の設定

複数案については、以下の項目に配慮し、設定する。

- (1) 事業の「位置、規模」又は施設の「構造、配置」に関する適切な複数案を設定することを基本とする。
- (2) 位置等に関する複数案を設定しない場合には、理由を配慮書に記載する。
- (3) 事業計画の熟度に応じて設定するとともに、現実的に実施可能な案とする。

（表 1）

表 1 事業種と事業計画の熟度の関係

	事業計画の熟度が低い		事業計画の熟度が高い	
	位置	規模	配置	構造
点事業（発電等）	実施位置の複数案	実施規模の複数案	煙突、排水口等の位置の複数案	煙突の高さ、排水口の深度等の複数案
線事業（鉄道、道路等）	ルートの複数案 幅を持ったルート帯		平面、トンネル等の複数案	
面事業（ダム、廃棄物最終処分場等）	実施位置の複数案	実施規模の複数案	計画地内での配置等の複数案	建造物等の構造の複数案

出典）計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成25年3月 環境省）

5 重大な影響を受けるおそれがある環境要素

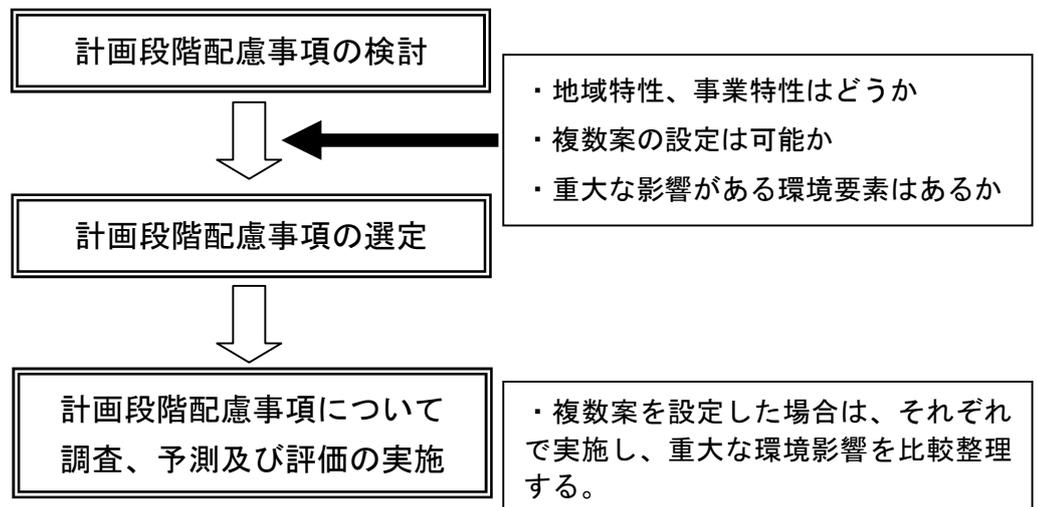
- 環境要素の把握に当たっては、事業特性、地域特性を勘案する。以下に例を挙げる。
- （大気環境） 環境基準未達成地域、法の指定地域、規制地域、住居専用地域等
 - （水環境） 環境基準未達成地域、法の指定地域、閉鎖性水域、水道原水取水地点等
 - （土壌環境） 環境基準未達成地域、地盤沈下が観測される地域、重要な地形・地質等
 - （動植物） 天然記念物、絶滅危惧種、個体数が少ない、分布域が限られる等
 - （生態系） 天然保護区域、自然公園区域、自然環境や野生生物の重要な生息場等
 - （景観、触れ合い活動の場）

景観資源、眺望点、景観保護条例等による保護・規制区域、地域の主要な人と自然と触れ合い活動の場、自然公園等

6 調査、予測及び評価

調査、予測及び評価は、計画段階配慮事項として選定した項目について実施する。複数案を設定した場合は、すべての案で行うこととし、環境影響を比較する。

（参考）【配慮書手続における調査、予測及び評価までの流れ】



環境影響評価法に基づく主な手続フロー

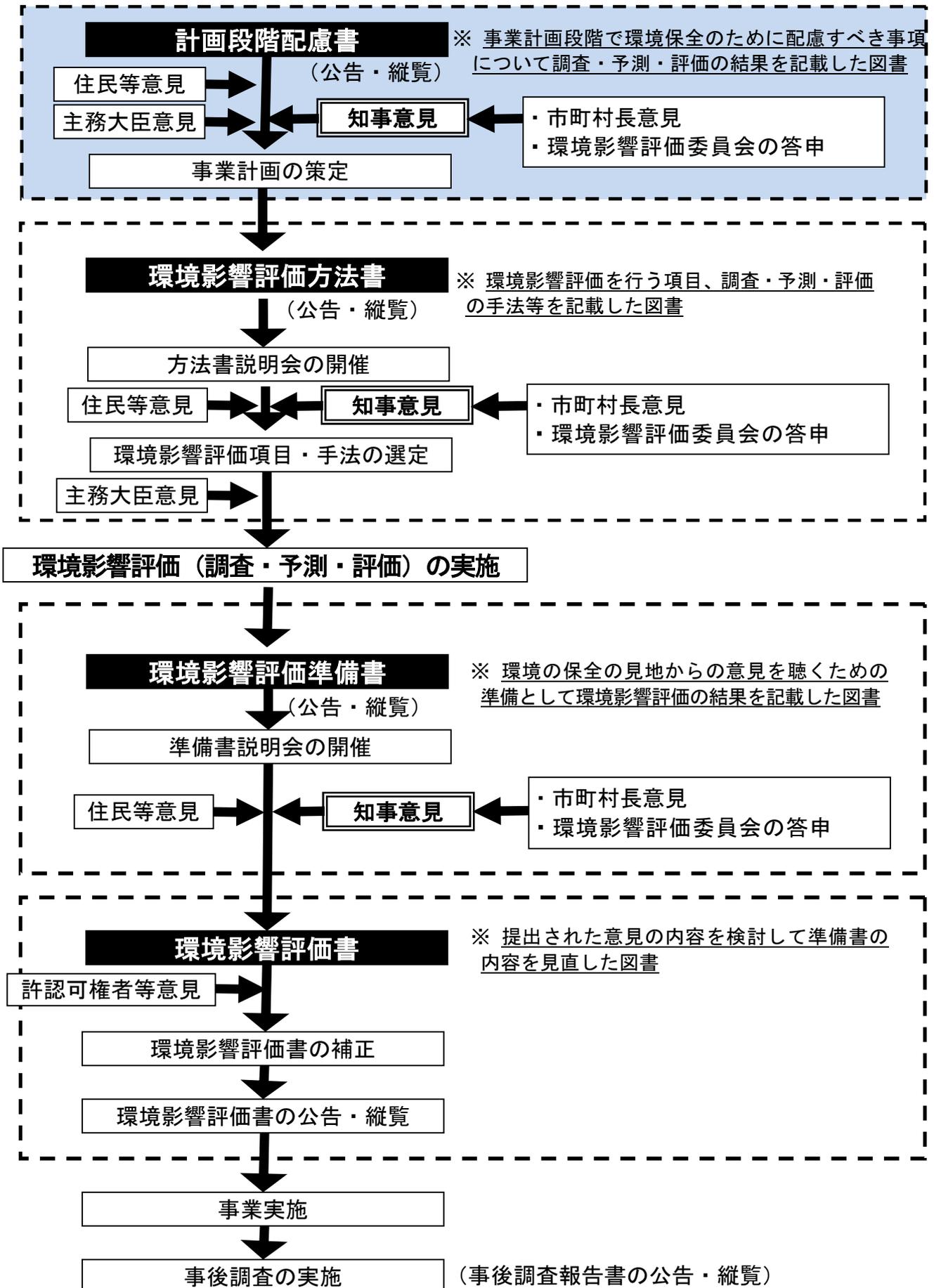


表 2-1 重大な環境影響の選定の考え方(大気環境、水環境等に係る環境要素)

環境要素の区分		事業計画の特性	地域特性		
			①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③環境が悪化し又はそのおそれのある地域
大気環境	大気質	大気汚染物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	住居専用地域、住居地域、住宅、学校、病院、福祉施設 等	<ul style="list-style-type: none"> ・総量規制の指定地域(大防法) ・窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域(自動車 NOx・PM法) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準(N02、SPM等)の未達成地域 ・公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
	騒音・超低周波音	騒音・超低周波音を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		騒音規制地域(騒音規制法) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準(騒音)の未達成地域 ・要請限度の超過地域(騒音規制法) ・公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
	振動	振動を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		振動規制地域(振動規制法) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・要請限度の超過地域(振動規制法) ・公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
	悪臭	悪臭物質を発生させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり		悪臭規制地域(悪臭防止法) 等	<ul style="list-style-type: none"> ・規制基準の超過地域(悪臭防止法) 等 ・公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
水環境	水質	<ul style="list-style-type: none"> ・汚濁物質を排出させ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり ・水域の改変等を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道原水取水地点 ・閉鎖性の高い水域 ・汽水域 ・水浴場 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準でより高度な類型に指定されている水域及びその周辺地域 ・総量規制の指定地域(水濁法) ・指定地域(湖沼水質保全特別措置法) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の未達成地域 ・公表済みの他の計画により、環境の悪化が考えられる水域 等
	底質(底質汚染)	・工事において汚染底質を拡散させるおそれあり	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の未達成地域 ・暫定除去基準等の超過地域
	底質(底質性状)	・底質の移動等を発生させ性状が変化し、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・閉鎖性の高い水域	—	<ul style="list-style-type: none"> ・公表済み他の計画により、環境の悪化が考えられる水域 等
	地下水	・周辺の地下水位、水質の変化を生じさせ、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	地下水利用が行われている地域 等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地域(工業用水法) ・指定地域(建築物用地下水採取規制法) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表済み他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等

表 2-2 重大な環境影響の選定の考え方(土壌環境・その他環境、環境への負荷に係る環境要素)

環境要素の区分		事業計画の特性	地域特性		
			① 環境影響を受けやすい地域又は対象	② 環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③ 環境が悪化し又はそのおそれのある地域
土壌環境・その他の環境	地形・地質	・大規模な地形の改変を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・重要な地形・地質 ・干潟、砂浜等	・名勝又は天然記念物(文化財保護法) ・地方自治体の条例・指針等における保全対象の地形・地質 ・自然公園の区域 等	・海岸侵食等が進行している地域 ・公表済み他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
	地盤(地盤沈下)	・周辺の地下水位の変化を生じさせ、地盤沈下の程度が著しいものとなるおそれあり	—	・指定地域(工業用水法) ・指定地域(建築物用地下水採取規制法) 等	・相当範囲にわたる地盤沈下が観測される地域 等 ・公表済み他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
	地盤(安定性)	・大規模な地盤の変形を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	—	・急傾斜地崩壊危険区域 等	・公表済み他の計画により、環境の悪化が考えられる地域 等
	土壌(土壌汚染)	・工事において汚染土壌を拡散させるおそれあり	・自然由来・人為的土壌汚染地域 ・鉱山跡地等	・土壌汚染対策に係る指定区域 等	・環境基準等の未達成地域 等
	土壌(重要な土壌等)	・大規模な土壌の改変を伴い、その影響の程度が著しいものとなるおそれあり	・重要な土壌等	—	—
廃棄物等	・一般・産業廃棄物、残土の排出量の程度が著しいもの	—	—	—	
温室効果ガス等	・温室効果ガス等の排出量の程度が著しいもの	—	—	—	

表 2-3 重大な環境影響の選定の考え方（環境要素：動物・植物）

特性 環境要素	事業計画の 特性	地域特性（重要な種等の分布状況）		
		①環境影響を受けやすい種等*	②環境保全の観点から法令等により指定された種等（重要種、重要な群落等）	③法令等により指定されていないが地域により注目されている種等
動物・植物	<ul style="list-style-type: none"> 重要な種の生息生育環境の改変 長大構造物による生息場所やネットワークの分断、断片化 重要な種が特別に利用する地域での障害（渡りルート等） 	<ul style="list-style-type: none"> 個体数が少ない、分布域に限られる、利用する生息・生育環境に限られる、移動能力が小さい種等 環境の変化に対し、個体数や繁殖率等が変動しやすい種等 自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は内湾・湖沼等の事業の影響による変化が生じやすい環境に依存する種等 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づき指定された天然記念物及び特別天然記念物、地方自治体の文化財保護条例に基づき指定された天然記念物 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた国内希少野生動植物種及び緊急指定種 環境省レッドリスト掲載種 地方自治体のレッドデータブック掲載種 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき定められた生息地等保護区 ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 「植物群落レッドデータブック(財団法人 日本自然保護協会 平成8年4月)」に掲載されている群落 	<ul style="list-style-type: none"> 地域により注目されている種、集団繁殖地等

*）環境影響を受けやすい種等の大部分は②のレッドリストやレッドデータブックに掲載されているものと考えられる。

表 2-4 重大な環境影響の選定の考え方（環境要素：生態系）

特性 環境要素	事業計画の特性	地域特性（重要な自然環境のまとまりの場合）		
		①環境影響を受けやすい場	②環境保全の観点から法令等により指定された場	③法令等により指定されていないが地域により注目されている場
生態系	<ul style="list-style-type: none"> 重要な生息・生育環境の改変 長大構造物による生息場所や生態系ネットワークの分断、断片化 生物が特別な利用する地域での障害（渡りルート等） 河川、海域の流砂系の改変等 	<ul style="list-style-type: none"> 自然林、湿原、湧水、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場 運河、内湾等の閉鎖性水域等 	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法に基づき指定された天然保護区域 自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）の区域 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 緑地保全地区（都市緑地保全法） 鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地 保安林等の地域において重要な機能を有する自然環境等 	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境 都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境 地域で認められている魚類の産卵場等である浅海域等

表 2-5 重大な環境影響の選定の考え方（環境要素：景観、触れ合い活動の場）

特性 環境要素	事業計画の特性	地域特性		
		①環境影響を受けやすい地域又は対象	②環境保全の観点から法令等により指定された地域又は対象	③法令等により指定されていないが地域により重要な場として選定すべき地域又は対象
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源、眺望点を直接改変 ・眺望点と景観資源の間に高構造物が出現することによる眺めの変化 ・視認性の高い長大構造物による周辺からの眺めの変化 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源、眺望点 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の景観保護条例等による保護・規制区域 ・自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園） ・自然環境情報図（自然環境保全基礎調査）における自然景観資源等 ・市町村による環境基本計画、景観形成計画での地域の景観目標等 ・文化財保護法による天然記念物 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山（二次林、人工林）農地、ため池、草原、河畔林等のうち、地域で減少・劣化しつつあるもの ・都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境 ・社寺、史跡等 ・長距離自然歩道 等
触れ合い活動の場	<ul style="list-style-type: none"> ・触れ合い活動の場を直接的に改変 ・触れ合い活動の場の環境質、アクセス特性を改変 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主要な人と自然との触れ合いの活動の場等（野外レクリエーション地の他、里地、里山、都市農園、等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）の区域 ・エコツーリズム推進法により指定される特定自然観光資源 ・都市緑地保全法、首都圏近郊緑地保全法、生産緑地法による指定地域 ・市民農園整備促進法による市民農園 ・温泉法による指定地域等 	<ul style="list-style-type: none"> ・里地里山、ため池、草原、河畔林等のうち、地域で利用されているもの ・都市に残存する樹林地及び緑地のうち、地域で利用されているもの ・社寺、史跡等 ・学校 ・野外レクリエーション地（キャンプ場、海水浴場、散策路等） ・長距離自然歩道 等